子発 0720 第 3 号 平成 30 年 7 月 20 日

各 都 道 府 県 知 事 指 定 都 市 市 長 児童相談所設置市市長

> 厚生労働省子ども家庭局長 (公 印 省 略)

児童相談所運営指針の改正について

児童相談所の運営及び活動については、児童福祉法、児童福祉法施行令及び 児童福祉法施行規則に定めるほか、基本的な業務の在り方等については、従前 より「児童相談所運営指針について」(平成2年3月5日付け児発第133号厚生 省児童家庭局長通知)において具体的に示しているところである。

また、児童虐待については、「「児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議」の開催について」(平成30年6月15日付け子発0615第1号厚生労働省子ども家庭局長通知)でお示ししたように、平成30年6月15日の「児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議」において、子どもの命を守ることを何より第一に据え、全ての行政機関が、あらゆる手段を尽くすよう、緊急に対策を講じることとされたことを受けて、本日、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」(平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定。以下「緊急総合対策」という。)が取りまとめられた。

緊急総合対策では、緊急に実施する重点対策として「転居した場合の児童相談所間における情報共有の徹底」、「子どもの安全確認ができない場合の対応の徹底」が盛り込まれたこと等に伴い、「児童相談所運営指針」の一部を別添のとおり改正することとしたので、改正の内容について御了知いただくとともに、児童相談所はじめ管内の市区町村、関係機関、関係団体に対し周知を図られたい。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言である。

児童相談所運営指針 新旧対照表

	大小 1 1 1 1 1 1 1 1 1
第	IB
児童相談所運営指針	児童相談所運営指針
第1章 (略)	第1章 (略)
第2章 児童相談所の組織と職員	第2章 児童相談所の組織と職員
第1節~第4節 (略)	第1節~第4節 (略)
第5節 職員の資格、研修等	第5節 職員の資格、研修等
1. 職員の資格	1. 職員の資格
(1) • (2) (略)	(1) • (2) () () ()
(3) 児童心理司は法第 12 条の3第6項第1号に定める「第2項第1号	(3) 児童心理司は法第 12 条の3第6項第1号に定める「第2項第1号
に該当する者若しくはこれに準ずる資格を有する者又は同項第2号	に該当する者若しくはこれに準ずる資格を有する者又は同項第2号
に該当する者若しくはこれに準ずる資格を有する者」であることが必	に該当する者若しくはこれに準ずる資格を有する者」であることが必
要である。ここでいう「これに準ずる資格を有する者」には、以下の	要である。
者が含まれること。	
① 公認心理師法(平成27年法律第68号)に規定する公認心理師と	
なる資格を有する者	
② 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)による大学において、心理	
学を専修する学科又はこれに相当する課程において優秀な成績で	
単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学	
院への入学を認められた者	
③ 学校教育法による大学院において、心理学を専攻する研究科又は	
これに相当する課程を修めて卒業した者	
④ 外国の大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する	
課程を修めて卒業した者	

新	田
(4) (略)	(4) (略)
2•3 (略)	2•3 (略)
:	
第3章 相談、調査、診断、判定、援助決定業務	第3章 相談、調査、診断、判定、援助決定業務
第1節 (略)	第1節 (略)
第2節 相談の受付と受理会議	第2節 相談の受付と受理会議
1~5 (略)	1~5 (略)
6 他の児童相談所へのケース移管及び情報提供	6 他の児童相談所へのケース移管及び情報提供
(1) 転居を伴うケース移管及び情報提供	(1) 転居に伴うケース移管及び情報提供
ア ケース移管	アケース移管
ケース移管とは、居住地を管轄する児童相談所が援助を実施して	ケース移管とは、居住地を管轄する児童相談所が援助を実施して
いる間に、ケースが当該児童相談所の管轄区域外に転居した場合、	いる間に、ケースが当該児童相談所の管轄区域外に転居した場合、
援助方針が決定していない「継続調査」中のケースや「児童福祉司	援助方針が決定していない「継続調査」中のケースや「児童福祉司
指導」及び「継続指導」中のケースに関する児童相談所間の公式な	指導」及び「継続指導」中のケースに関する児童相談所間の公式な
引継事務のことである。	引継事務のことである。
ケース移管は、移管元の児童相談所において継続調査、児童福祉	
司指導及び継続指導が行われているケース全てを対象とする。移管	
に当たっては、移管先の児童相談所が速やかに子どもの安全確保を	
行うことを念頭に迅速かつ適切に行うこと。	
(み) (お)	(プ) (略)
(4) 移管の期限	(4) 移管の期限
速やかに地域関係機関のネットワークによる援助体制を確保	速やかに地域関係機関のネットワークによる接助体制を確保
し、援助の隙間が生じないようにするため、転居が確認された時	し、援助の隙間が生じないようにするため、転居が確認された
から遅くとも 1ヶ月以内にケース移管を完了すること。	時から遅くとも1ヶ月以内にケース移管を完了すること。
この場合において、移管元の児童相談所は市町村等と連携して	

	<u> </u>	
뉚	利	凍やかに転用の事事を押握するととない 確認後は移管集の児童

速やかに転居の事実を把握するとともに、確認後は移管先の児童相談所へ連絡すること。移管元の児童相談所は、引継ぎが完了するまでの間、児童福祉司指導及び継続指導を解除しないことを原則とするとともに、移管先の児童相談所は、援助が途切れることがないよう、速やかに移管元の児童相談所が行っていた援助方針を継続すること。

(中)・(エ)・(中)

イ (器)

(2) 移管及び情報提供の判断の目安

移管元の児童相談所は、「子ども虐待対応の手引き」第5章の「一時保護決定に向けてのアセスメントシート」(以下「アセスメントシート」 ムト」という。) 等により緊急性の判断を行うこと。

次に、その判断の結果を事案の具体的な経緯や状況がわかるよう、 ケースに関する資料とともに、書面等により移管先の児童相談所へ伝 えること。 具体的な引継ぎ方法等については、アセスメントシートの基準に準拠した緊急性の判断の結果に応じて、以下のように実施すること。ア アセスメントシートの①から⑤までのいずれかに該当する場合

①から⑤<u>までのいずれか</u>に該当する場合は、緊急性が高いことから移管元の児童相談所職員が<u>原則</u>直接出向いて事前説明・協議を行い、双方の児童相談所職員が当該家庭に同行訪問を実施する<u>ことや</u>移管元の児童相談所職員が移管先での要保護児童対策地域協議会の個別支援会議へ出席することなどの方法により、<u>対面により</u>引継ぎを行うこと。移管元の児童相談所が移管先の児童相談所へ出向く前にも、移管先の児童相談所が速やかに子どもの安全確認を行うこ

(中) (五) (日)

(室) 人

(2) 移管及び情報提供の判断の目安

移管及び情報提供の判断の目安については、「子ども虐待対応の手引き」第5章の「一時保護決定に向けてのアセスメントシート(以下「アセスメントシート」という。)」の基準に準拠して以下のように実施する。

ア アセスメントシートの①から⑤に該当する場合

①から⑤に該当する場合は、緊急性が高いことから移管元の児童相談所職員が直接出向いて事前説明・協議を行い、双方の児童相談所職員が当該家庭に同行訪問を実施するなどの方法により、引継ぎを行うこと。遠隔地の場合は文書による移管を行うことになるが、必要な情報が適切に提供できるよう、電話による協議等を活用して、遺漏のないように努める。

新	田
とができるよう、移管元及び移管先の双方の児童相談所は電話や文	
書等により、迅速に必要な引継ぎを行うこと。	
イ アセスメントシートの⑥ <u>又は</u> ⑦に該当する場合	イ アセスメントシートの⑥ <u>から</u> ①に該当する場合
⑥又は⑦に該当する場合は、虐待が潜在化している可能性があり、	◎から⑦に該当する場合は、虐待が潜在化している可能性があ
文書による移管を行うこととする。移管元の児童相談所が必要と認	り、文書による移管を行うこととする。ただし、ケースの特性や児
める場合には、アに記載した引継ぎに準じて行うこととする。引継	童相談所間の距離等を勘案して、可能な限り丁寧な引継ぎを行うこ
ぎは迅速に行うこととし、引継ぎの方法については、移管元の児童	°
相談所は、移管先の児童相談所の意向も踏まえて、可能な限り丁寧	
な引継ぎを行うこと。	
ウ (略)	ウ (略)
(3) • (4) (略)	(3) • (4) (略)
7~12 (略)	7~12 (略)
第3節 調査	第3節 調査
1~4 (略)	$1 \sim 4$ (略)
2. 調査の方法	5. 調査の方法
$(1) \sim (4)$ (F)	(1) $\sim (4)$ (略)
(5) 立入調査	(5) 立入調査
① 虐待通告受理後、48時間以内に安全確認を行うことができない場	
合には、法第29条又は児童虐待防止法第9条第1項に規定する立	
入調査を実施すること (安全確認については「3. 調査の開始」を	
参照されたい。)。この際、立入調査の実効性を高める観点から、	
立入調査を実施するに当たっては、正当な理由がないにもかかわら	
ず立入調査を拒否した場合には罰金に処せられることがある旨を、	
可能な限り保護者に対して告知すること。なお、正当な理由がなく、	
その執行を拒否した場合、法第61条の5の規定により50万円以下	

目	
箫	の罰令に処することとされている(児童虐待防止決策9条第2項の

<u>の罰金に処することとされている (児童虐待防止法第9条第2項の</u> 規定により適用される場合を含む。)。

- ② 法第29条に規定する立入調査は、法第28条に定める承認の申立 てを行った場合だけではなく、虐待や放任等の事実の蓋然性、子ど もの保護の緊急性、保護者の協力の程度などを総合的に勘案して、 法第28条に定める承認の申立ての必要性を判断するために調査が 必要な場合にも行えることに留意する。
- ③ 児童虐待防止法第9条第1項の規定では、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときに子どもの住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問させることができることとされているが、20際には、必要に応じて警察への援助要請を行うこと。また、立入調査を実施するに当たって保護者に対して告知する際には、当該立入調査を拒否した場合、同法第9条の3第1項の臨検又は捜索が行われる可能性がある旨も併せて告知する。

さらに、上記の告知をしたにもかかわらず、立入調査に応じない状況があれば、その場において、立入調査を拒否したものと認める旨を言い渡すこととする。

なお、拒否したかどうかが不明確なままでは、同法第9条の2の再出頭要求、同法第9条の3の臨検・捜索や④で述べる告発のいずれにも移行することが困難となることから、拒否した状況を明確にし、記録しておくことが必要であることに十分留意された

① 法第29条に規定する立入調査は、法第28条に定める承認の申立を行った場合だけではなく、虐待や放任等の事実の蓋然性、子どもの保護の緊急性、保護者の協力の程度などを総合的に勘案して、法第28条に定める承認の申立の必要性を判断するために調査が必要な場合にも行えることに留意する。

正当な また、児童虐待防止法第9条第1項の規定では、児童虐待が行 正当な理由がないにもかかわらず立入調査を拒 否した場合には罰金に処せられることがある旨を、可能な限り保 護者に対して告知する。その際には、当該立入調査を拒否した場 われているおそれがあると認めるときに子どもの住所又は居所に される法第61条の5の50万円以下の罰金に処することとされて 立入調査を実施す 同法第9条の3第1項の臨検又は捜索が行われる可能性があ 理由がないのにその執行を拒否した場合、同条第2項により適用 立ち入り、必要な調査又は質問させることができること。 立入調査の実効性を高める観点から、 る旨も併せて告知する。 るに当たっては、 いるが、 _ ⟨ú

さらに、上記の告知をしたにもかかわらず、立入調査に応じない状況があれば、その場において、立入調査を拒否したものと認める旨を言い渡すこととする。

なお、拒否したかどうかが不明確なままでは、同法第9条の2の再出頭要求、同法第9条の3の臨検・捜索や④で述べる告発のいずれにも移行することが困難となることから、拒否した状況を明確にし、記録しておくことが必要であることに十分留意された

兼	田
い。 <u>(4)~(1)</u> (略) (6)~(8) (略) 6 (略) 第4節~第8節(略) 第4章(略)	い。 ②~⑨ (略) (6)~(8) (略) 6 (略) 第4節~第8節(略) 第4章(略)
護 生 童 ご 用 ら ぶ きー	第5章 一時保護 一時保護については、「一時保護ガイドラインについて」 (平成 30 年7月6日付け子発 0706 第4号厚生労働省子ども家庭局長通知) <u>を参</u> <u>照する</u> こと。
ホレくいる「一時休護休足に同りくのチェスメントン一ト」寺を用いるなど、リスクを客観的に把握し、リスクが高い場合には躊躇なく一時保護を行うこと。 また、虐待等を受けた子どもの一時保護や里親委託、施設入所等の措置を解除し、家庭復帰を検討する際には、家庭復帰の適否を判断するための具体的な内容について定めた「児童虐待を行った保護者に対する援助ガイドライン」(平成 20 年 3月 14 日付け雇児総発第 0314001 号雇用均等・児童家庭局総務課長通知)、「措置解除に伴い家庭復帰した児童	

1.4	<u> </u>
莉	ш.
の安全確保の徹底について」(平成 24 年 11 月1日付け雇児総発 1101	
第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知)及び「子ども虐	
待対応の手引き」(特に、第5章 10.家庭復帰させる場合の子ども・保	
護者への指導上の留意点)を踏まえ、「児童虐待を行った保護者に対す	
る援助ガイドライン」別表において示している「家庭復帰の適否を判断	
するためのチェックリスト」等を活用し、保護者支援の経過が良好であ	
るか否か、地域の支援体制が確保されているかどうかなどについて確認	
し、一時保護解除後に虐待が再発するリスクを客観的にアセスメントし	
た上で一時保護の解除の決定を行うこと。	
さらに、虐待等を受けた子どもの一時保護や里親委託、施設入所等の	
措置を解除し、家庭復帰した後は、児童福祉司指導や継続指導を行うほ	
か、要保護児童対策地域協議会を活用するなどにより地域の関係機関が	
連携、役割分担をしながら支援を行うとともに、支援の進捗状況を関係	
機関と共有すること。家庭復帰後に虐待が再発するなどリスクが高まっ	
た場合には、関係機関と連携の上、速やかに安全確認を行い、躊躇なく	
再度一時保護を行うなど、適切に対応すること。	
第6章・第7章(略)	第6章・第7章(略)
第8章 各種機関との連携	第8章 各種機関との連携
第1節~第13節(略)	第1節~第13節(略)
第 14 節 警察との関係	第 14 節 警察との関係
1~5 (略)	1~5 (略)
6 虐待事例等における連携	6 虐待事例等における連携
(1) (略)	(1) (略)

新	
(2) 要保護児童の通告等	(2) 要保護児童の通告等
①・② (略)	①・②(略)
③ 児童相談所が児童虐待通告・相談等により把握した虐待事案のう	③ 児童相談所が児童虐待通告・相談等により把握した虐待事案のう
ち、刑事事件として立件の可能性があると考えられる重篤な事案、	ち、刑事事件として立件の可能性があると考えられる重篤な事案、
保護者が子どもの安全確認に強く抵抗を示すことが予想される事	保護者が子どもの安全確認に強く抵抗を示すことが予想される事
案等については、早急に子どもの安全を確保するため、警察と情報	案等については、早急に子どもの安全を確保するため、警察と情報
共有を図り、連携して対応することが重要であり、以下のアからウ	共有を図り、連携して対応すること。
までに該当する情報については、警察への情報提供を徹底する。	
ア 虐待による外傷、ネグレクト又は性的虐待があると考えられる	
など、「子ども虐待対応の手引き」第5章の「一時保護決定に向	
けてのアセスメントシート」の基準に準拠して、アセスメントシ	
ートの①から⑤までのいずれかに該当する事案に関する情報。主	
た、①から⑤までに具体的に記載しているもののほか、頭蓋内出	
血、骨折、内臓損傷又は熱湯、たばこ、アイロン等による火傷が	
ある事案、凶器を使用し子どもの生命に危険を及ぼす可能性があ	
った事案、身体拘束、監禁又は夏期の車内放置をした事案並びに	
異物又は薬物を飲ませる行為があった事案については、危険性が	
高いことから、情報共有の徹底を図ること。ただし、アセスメン	
トシートの①のみに該当する場合又は④の「乳幼児」のみに該当	
する場合には他の情報も勘案し、総合的に判断すること。	
このほか、アセスメントシートの①から⑤までに該当しないが、	
⑥から⑧までのいずれかに該当する事案である場合は、虐待が深	
刻化する可能性もあることから、支援を行う中で必要に応じて警	
察との情報共有を検討すること。	
イ 通告受理した事案のうち、通告受理後、子どもと面会ができず、	

新	Ш
48 時間以内に児童相談所や関係機関において子どもの安全確認ができない事案に関する情報。ただし、他の関係機関によって把握されている状況等を勘案し、緊急性に乏しいと判断される場合、災害時など児童相談所等が 48 時間以内に子どもの安全確認	
	<u>このため、児童相談所において</u> こうした <u>事案を把握した</u> 場合は、 <u>警察への情報提供を行うとともに、</u> 警察が保有している当該子ども 及び保護者に係る情報についても提供を求めるなど、迅速かつ確実 に情報共有を行う <u>こと</u> 。
情報交換に努めること。 (3)~(8) (略) 7. 要保護児童対策地域協議会における連携	(3)~(8) (略) 7. 要保護児童対策地域協議会における連携

新	田
要保護児童対策地域協議会は、支援対象児童等に関する情報や支援対	要保護児童対策地域協議会は、支援対象児童等に関する情報や支援対
象児童等の適切な保護又は支援を図るために必要な情報の交換を行う	象児童等の適切な保護又は支援を図るために必要な情報の交換を行う
とともに、支援対象児童等に対する支援の内容に関する協議を行うこと	とともに、支援対象児童等に対する支援の内容に関する協議を行うこと
とされている。適切な連携の下で関係機関が対応していくことが重要で	とされており、個別の事案について、子どもに関係する広範な機関の衆
あることから、警察署が要保護児童対策地城協議会の構成員となってい	知を集め、適切な対応を検討することが必要であることから、必要に応
ない自治体においては、構成員となるよう働きかけるとともに、代表者	じて、要保護児童対策地域協議会の構成員として警察の参画を求め、個
会議のみならず、支援を行っているケースについて定期的な状況のフォ	別ケース検討会議等における警察との情報交換、意見交換を行うこと。
ローを行う実務者会議や個別ケースについて具体的な支援の内容等を	
検討する個別ケース検討会議についても必要に応じて構成員として参	
<u>画を求め、警察との情報交換、意見交換が積極的に行われるよう努める</u>	
と	
8 (略)	8 (略)
第15節~第21節 (略)	第 15 節~第 21 節(略)
第9章 (略)	第9章 (略)